

正

健康保険 被保険者報酬月額変更届

Table with columns: 常務理事, 事務局長, 部長, 課長, 課長補佐, 担当者

Table with columns: 様式コード, 2, 2, 2, 1

年 月 日提出

提出者記入欄: 事業所整理記号, 事業所所在地, 事業所名称, 事業主氏名, 電話番号

健康保険の記号

社会保険労務士記載欄: 氏名等

項目名: ①健康保険被保険者証の番号, ②被保険者氏名, ③生年月日, ④改定年月, ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月, ⑦昇(降)給, ⑧遺及支払額, ⑨給与支給月, ⑩給与計算の基礎日数, ⑪通貨によるものの額, ⑫現物によるものの額, ⑬合計(⑪+⑫), ⑭総計, ⑮平均額, ⑯修正平均額, ⑰個人番号[基礎年金番号] ※厚生年金分のみ, ⑱備考, ⑲改定後の標準報酬月額

1 (3枚目に記入して下さい): ①健康保険被保険者証の番号, ②被保険者氏名, ③生年月日, ④改定年月, ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月, ⑦昇(降)給, ⑧遺及支払額, ⑨給与支給月, ⑩給与計算の基礎日数, ⑪通貨によるものの額, ⑫現物によるものの額, ⑬合計(⑪+⑫), ⑭総計, ⑮平均額, ⑯修正平均額, ⑰個人番号[基礎年金番号] ※厚生年金分のみ, ⑱備考, ⑲改定後の標準報酬月額

2 (3枚目に記入して下さい): ①健康保険被保険者証の番号, ②被保険者氏名, ③生年月日, ④改定年月, ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月, ⑦昇(降)給, ⑧遺及支払額, ⑨給与支給月, ⑩給与計算の基礎日数, ⑪通貨によるものの額, ⑫現物によるものの額, ⑬合計(⑪+⑫), ⑭総計, ⑮平均額, ⑯修正平均額, ⑰個人番号[基礎年金番号] ※厚生年金分のみ, ⑱備考, ⑲改定後の標準報酬月額

3 (3枚目に記入して下さい): ①健康保険被保険者証の番号, ②被保険者氏名, ③生年月日, ④改定年月, ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月, ⑦昇(降)給, ⑧遺及支払額, ⑨給与支給月, ⑩給与計算の基礎日数, ⑪通貨によるものの額, ⑫現物によるものの額, ⑬合計(⑪+⑫), ⑭総計, ⑮平均額, ⑯修正平均額, ⑰個人番号[基礎年金番号] ※厚生年金分のみ, ⑱備考, ⑲改定後の標準報酬月額

4 (3枚目に記入して下さい): ①健康保険被保険者証の番号, ②被保険者氏名, ③生年月日, ④改定年月, ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月, ⑦昇(降)給, ⑧遺及支払額, ⑨給与支給月, ⑩給与計算の基礎日数, ⑪通貨によるものの額, ⑫現物によるものの額, ⑬合計(⑪+⑫), ⑭総計, ⑮平均額, ⑯修正平均額, ⑰個人番号[基礎年金番号] ※厚生年金分のみ, ⑱備考, ⑲改定後の標準報酬月額

5 (3枚目に記入して下さい): ①健康保険被保険者証の番号, ②被保険者氏名, ③生年月日, ④改定年月, ⑤従前の標準報酬月額, ⑥従前改定月, ⑦昇(降)給, ⑧遺及支払額, ⑨給与支給月, ⑩給与計算の基礎日数, ⑪通貨によるものの額, ⑫現物によるものの額, ⑬合計(⑪+⑫), ⑭総計, ⑮平均額, ⑯修正平均額, ⑰個人番号[基礎年金番号] ※厚生年金分のみ, ⑱備考, ⑲改定後の標準報酬月額

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。 受付印



この通知書でわからないことがあるときは当組合へお尋ねください。この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヵ月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6ヶ月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヶ月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2ヵ月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。